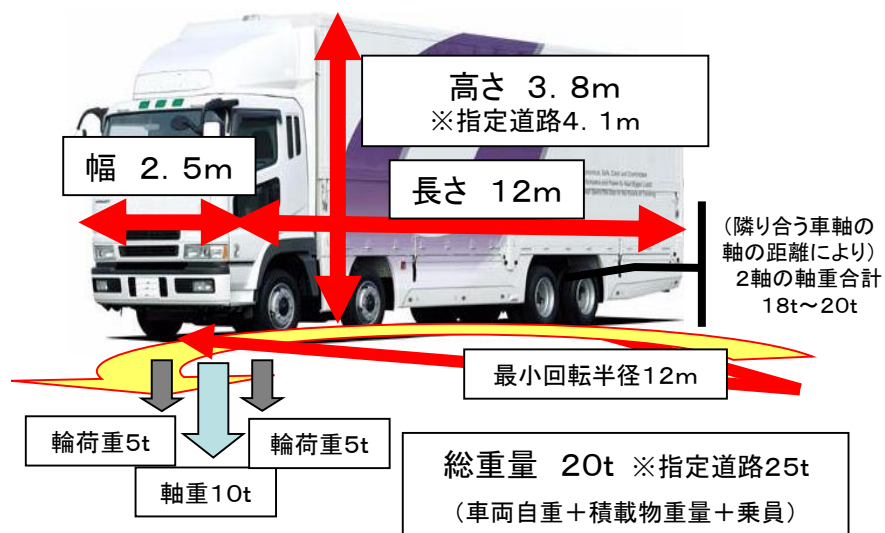


特車通行許可制度の概要

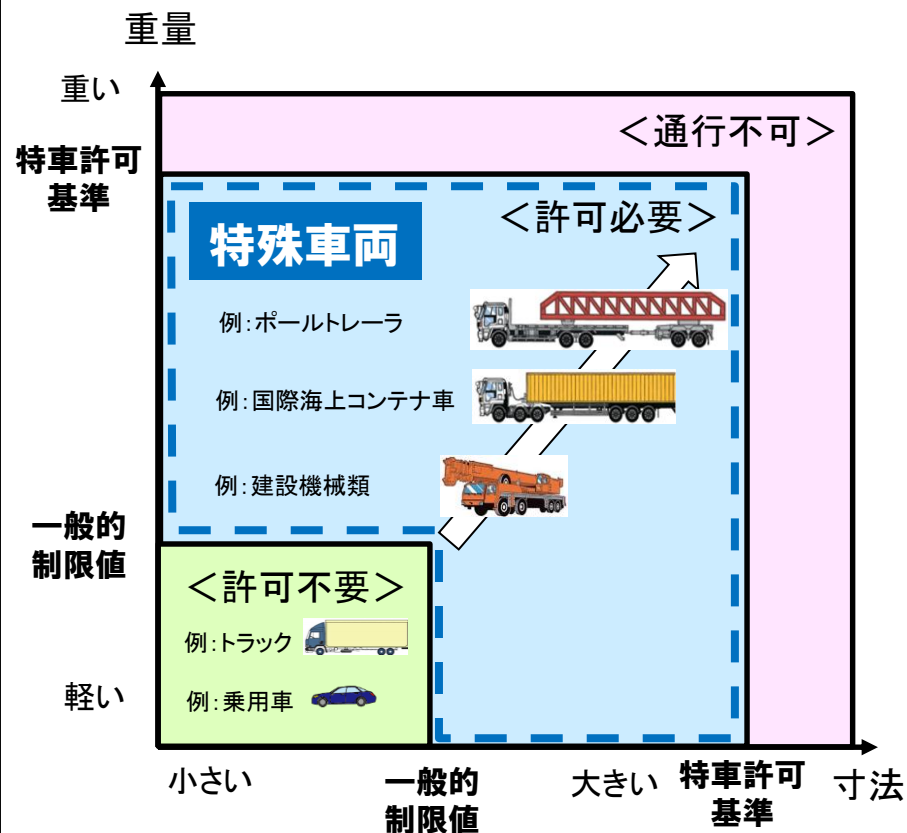
- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可

一般的制限値



※ 一般的制限値を一つでも超える車両は、道路管理者の通行許可が必要

特殊車両の範囲(イメージ)



特殊車両通行許可の概要

許可権者	道路管理者
申請者	通行させようとする者
申請単位	複数の車両について包括的に申請可
許可期間	最大 2 年
申請書記載項目	車種区分、総重量（車両自重、乗員、積載物重量の合計）、最遠軸距、最小隣接軸距、隣接軸重、車両の長さ・幅・高さ（貨物を積載した状態）、最小回転半径、最大軸重、通行経路、通行経路数など

審査の流れ

申請書類の作成（トラック事業者）

オンライン申請(93%)
※紙申請の場合は職員入力

申請受付システム

自動審査システム

電子道路情報データ（道路情報便覧）

電子データが収録されて
いない場合

協議依頼

自治体審査

決裁・許可書準備

協議回答

許可